

府身協

障害者差別解消法 事業者への指針案提示

障害者差別解消法の平成28年4月施行に向けて、先に政府から示された基本方針をもとに、現在、各省庁では、職員を対象とした「対応要領」や事業分野ごとの民間事業者に示す「対応指針」の策定が進められています。厚生労働省では、「対応要領」案とともに福祉事業者、医療関係事業者、衛生事業者、社会保険労務士のそれぞれの事業者向けの「対応指針」案が示されました。指針案では、「不当な差別的取扱いの例」や「合理的配慮の例」が示されたほか、障害の特性に応じた対応などの事例が紹介されています。また、障害者に関する標識やコミュニケーション支援用の絵記号などの差別解消の参考となる資料が記

載されています。これらの策定の際は、障害者の意見を反映させることとされており、年内にとりまとめられることとなっています。法が効果的に施行されるには広く国民に周知、理解されることが重要であり、施行に向けての取組みが進められています。

福祉事業者向けの対応指針案に示された主な事例

不当な差別的取扱いと考えられる例

事業者が福祉サービスを提供するに際して、次のような取扱いをすることは「不当な差別的取扱い」となることがあります。事例はあくまで例示であり、こ

れに限られるものではありません。また、客観的にみて正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しない場合があることにご留意ください。

- サービスの利用を拒否すること
- ・人的体制、設備体制が整つておらず、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否すること
- ・身体障害者補助犬の同伴を拒否すること
- サービスの利用を制限すること（場所・時間帯などの制限）
 - ・正当な理由なく、対応を後回しにすること、サービス提供時間を限定すること
 - ・正当な理由なく、他の者とは別室での対応を行うなどサービス提供場所を限定すること
 - ・サービスの利用に必要な情報提供を行わないこと

事業者は、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合には、次のような合理的配慮を提供することが求められています。合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、年齢、状態等に十分配慮することが必要です。

- 基準・手順の柔軟な変更
 - ・障害の特性に応じた休憩時間などのルール、慣行を柔軟に変更すること
 - ・エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートすること
- サービスの利用に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件）
 - ・保護者や介助者・支援者の同伴をサービスの条件とすること
 - ・サービスの利用にあたって、他の利用者と異なる手順を課すこと

*なお、厚生労働省の「対応要領」案、事業者向けの「対応指針」案は、協会のホームページにアップしています。

て、他の者とは異なる取扱いをすること

- ・正当な理由なく、行事、娯楽等への参加を制限すること
- ・本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかけすること

発行者

一般財団法人
大阪府身体障害者福祉協会
会長 嵐谷安雄
〒543-0072
大阪市天王寺区生玉前町5-33
大阪府障害者社会参加促進
センター内
TEL 06-6771-3131
FAX 06-6771-3178
<http://fushinkyo.or.jp/>

**フ
ル
ツ
ク
だ
よ
い**

北摂ブロック

夏山登山に参加して（能勢町）

府身協の夏山登山、7月5日（木）6日の二日間、伊吹山方面に能勢町からは24人の参加で行つて来ました。

心配していたお天気も丁度梅雨の晴れ間となつて、二日間ともよく晴れてよかったです。初日は、ブルーメの丘（滋賀県農業公園）では色々きれいな花が咲き、牧場では羊や牛がいて、アルパカやうさぎ、カメ、ハムスター等も来場した私達をやさしく迎えてくれました。お昼は、焼肉のバーベキューで大変おいしくいただきました。午後はヤンマーミュージアムにて、いろんな乗物に乗る体験をする所があり次々と楽しく体験が出来て本当によかったです。夜は彦根ロイヤルホテルに宿泊し、豪華な夕食に舌鼓を打ち、その後のアラクションでは、恒例のカラオケが始まりました。みんなが得意の唄を一生懸命唄つて楽しく時間は過ぎていきました。



スカイテラスにて

翌日、今回のメインである伊吹山への登山です。ホテルを出る時は晴れていたのでラッキーと思っていましたが、いざ山頂に着きましたが、霧が出て外の景色は何も見えなくて、ちょっとがっかりでした。

スカイテラスに入り、写真で山々の様子を見たり、おみやげを買物したり夢中になつていました。高山植物のお花畑を見られました。帰途につきました。



大きな声で

（身障会会長砂原嘉夫さん）「あくびの稽古」・茶論亭ポン子さん「火熖太鼓」・天神亭みょう雅さん「星野屋」・五月家悦の助さん（池田市会長の藤井貴悦さん）「青菜」のお題でお楽しみ頂きました。

7月20日（月・祝）、守口市身障会主催「サンひまわり演芸大会」が守口市障害者・高齢者交流会館にて開催されました。暑さが一番厳しい頃でしたが100人以上のお客様にご来場いただき満員御礼となりました。午後1時半からの第一部落語会では、禿亭つる丸さん（身障会会長砂原嘉夫さん）「あく

歌聲クラブの皆さんによるコーラスでお楽しみ頂きました。会場は明るい笑い声と歓声で大盛況のうちに終えることができました。今後も会員さんをはじめ地域の方々に興味を持つて頂き、楽しく参加していただけるような行事を企画していきたいと思います。

東ブロック

舞洲ゆり園に行つてきました (柏原市)

6月14日に舞洲ゆり園にて東ブロック野外活動訓練が行われました。野外活動訓練は、毎年、歩行訓練等を目的として実施されていますが、今回柏原市からは約30人が参加しました。

今年の野外活動訓練はゆりの開花時期に合わせて、初夏の開催となりました。舞洲ゆり園は、2013年に開園した大阪の新名所ですので、初めて行く人も多かったようです。園内は色とりどりのゆりがきれいに配置されており、花々の向こうには神戸の辺りまで見渡せる景色が広がっていました。日曜日でしたので、園内は見る見る人でいっぱいになつてきましたが、道も整備されており、車椅子でも散策しやすかったです。

第二部では、西尾高志さん・小塩一成さん・京遊亭喜多三さんのマジックショーや本会「歌の翼」

連日暑い日が続いていたのですが、当日は、少し気温も下がり、海の近くで風もあり、体調を崩す方もなく、満開のゆりの花を楽しむことができました。きれいな景色を見ながら、歩くのは楽しいですね。



満開のゆり

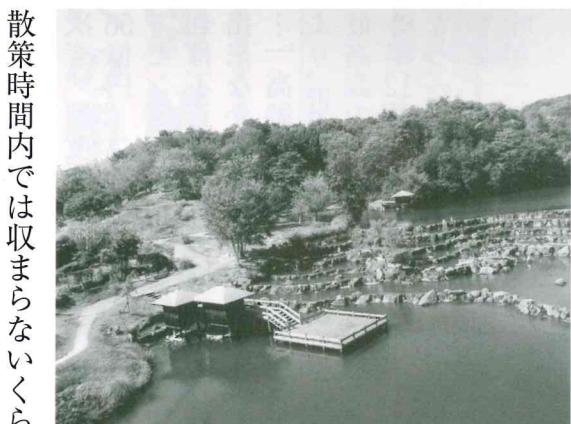
5月20日に河南ブロック野外活動訓練が京都府相楽郡精華町にある「けいはんな記念公園」で実施されました。

園内は、日本の里の風景をテーマにしており、水景園（日本庭園）、芽ぶきの森（里山）、棚田風の広場など景観を色々と楽しむことができました。

また、当日は天候にも恵まれ、快適な活動日でもあり、ゆっくりと園内に咲く花などをみながら、

満開のゆりの花を楽しむことができました。きれいな景色を見ながら、歩くのは楽しいです。散策時間内では収まらないくらいの見所が満載でした。

今回の野外活動訓練については大変有意義な活動でありました。



けいはんな記念公園

だけでした。

心臓の手術後の生活は思うように体力が維持できず仕事も続けることが出来ませんでした。手術の前より元気になつたはずなのに、こんなにも体力が維持できなくななんて、何て根性が無いのだろうと自分が情けなくなつた事も何度もあります。電車の優先座席に座れる確率は始発駅以外諦めています。出来るだけ荷物は軽くして、重いものは持たない、買物しない、出かけたくない。

「おばちゃん」が優先座席に座るのは勇気が居る。何しろ見た目は障害者に見えない。同情の余地も無い元気そうな私の前に、よほよほの老人が立つていたら、痛い視線を感じてしまう。

身体障害者でありながら、見た目に障害の理解が得られないことで、駐車場やトイレの問題等苦しむ人たちがたくさんいる。

バリアフリーは重要だ。誰もが住みやすいユニバーサルデザインが進んでいる国・街を作る事で全ての人が安心して暮らせる社会になるよう望まれる。

内部障害者は、身体障害者全体の30%以上いる。みんな声を上げましょう。社会に理解を求めて行きましょう。

次のとおり各ブロックにおいて開催されます。

【北摂ブロック】
とき 平成27年11月3日（祝）
ところ 箕面市立市民体育館
（スカイアリーナ）
主 管 箕面市

【京阪ブロック】
とき 平成27年11月8日（日）
ところ 四條畷市立市民総合体育館（サン・アリーナ25）
主 管 四條畷市

【東ブロック】
とき 平成27年11月1日（日）
ところ 松原市民体育館
主 管 松原市

【阪南ブロック】
とき 平成27年9月26日（土）
ところ 藤井寺市立市民総合会館
主 管 藤井寺市

【シンボルマーク】
とき 平成27年10月31日（土）
ところ 貝塚市立総合体育館
主 管 貝塚市

*詳細は、各主管市にお問い合わせください。

民謡・歌謡曲大会(予選会)

平成27年度府身協民謡・歌謡曲大会の予選会が、8月2日(日)、ファインプラザ大阪において行われました。



歌詞が覚えられないから出場できないとの声が多く、今年から画面付での大会となり71人が熱唱しました。大勢の観客と舞台にやはり緊張される方もありましたが、みなさんそれぞれ日頃の成果を発表されました。

得点に差がなく選考に苦労したと講評のあつた審査の結果、得点上位の21人が見事予選通過となり、来る11月23日の福祉大会で栄冠をかけて競い合います。

なお、予選会の模様は、府身協ホームページにて紹介しています。

ひ
ろ
い
読
み

「成年後見制度」不正防止進まぬ

成年後見制度とは、認知症や精神障害などで判断能力が不十分な人に代わり、財産管理などを行う制度。親族らが家庭裁判所に利用を申し立て、家庭裁判所が判断能力の程度で成年後見人、保佐人、補助人のいずれかを選任する。成年後見人のほとんどは親族が務めるが、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士らが選任されることもある。成年後見人は家裁などに行政報告書を提出し、監督も受ける。預金や保険金着服など成年後見制度を悪用する事件が後をたたない。行政書士の不正防止などの役割を担う全国組織「コスマス成年後見サポートセンター」への加入が少ないと、行政書士だけでなく司法書士や弁護士の摘発も相次ぎ、制度悪用の被害額は昨年約56億円。コスマス成年後見サポートセンターの担当者は「会員であれば不正行為は防げたはず。監督出来なかつたことが悔やまれると:「高齢者や認知症患者の増加により、近年は成年後見制度が浸透。昨年12月末時点ですべての府身協員は、成年後見人らが財産を横領するなど不正事件も増加し、昨年一年間で831件。(産経新聞より)

・日身連近畿ブロック福祉大会・
相談員研修会
・府身協からのお知らせ

日 時	平成27年10月21日(水)
場 所	神戸市勤労会館
参 加 者	各ブロック7人 (東ブロックは6人)

・府身協グラウンドゴルフ大会	
日 時	平成27年10月25日(日)
場 所	ファインプラザ大阪
※ 大会のため参加人数を調整することもあります。	

・大阪府身体障害者福祉大会

日 時	平成27年11月23日(祝)
場 所	浪切ホール(岸和田市)
主 管	枚方市身体障害者福祉会

・広報委員会

日 時	平成27年12月2日(水)
場 所	府身協事務室
※ 第31号の原稿締切りは、11月20日(金)必着です	

・家族旅行

日 時	平成27年12月6日(日) ～7日(月)
場 所	未定

※ 詳細は、決まり次第単位会にお知らせします。

10月1日から5年に一度の国勢調査が実施されます。配布される調査票での回答にご協力をお願いします。

国勢調査の実施

スマート国勢調査!

全国一斉インターネット回答をスタートします!

いつものごとく、街頭、パソコン、タブレット、スマートフォンでの回答を可能に! インターネット回答は9月10日～20日。インターネット回答の記録は、9月10日～9月20日。インターネット回答の記録は、9月26日～9月30日。10月1日～10月7日。

国勢調査2015キャンペーンサイトにてスマート国勢調査!

くわしくは 国勢調査2015 検索 QRコード

http://kokusei2015.stat.go.jp/

総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです